

2020年1月10日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿6丁目12番1号
株式会社ジェネレーションパス
代表取締役社長 岡 本 洋 明

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年1月29日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|-------|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年1月30日（木曜日）
午前10時（受付開始予定 午前9時30分）
開会時刻直前は受付の混雑が予想されますので、お早めにご来場くださいますようお願い申しあげます。 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 会議の目的事項 | 報告事項 | 1. 第18期（2018年11月1日から2019年10月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（2018年11月1日から2019年10月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| | 決議事項 | |
| | 第1号議案 | 取締役5名選任の件 |
| | 第2号議案 | 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 紙資源節約のため、本株主総会招集ご通知添付書類をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本株主総会招集ご通知添付書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.genepa.com/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.genepa.com/>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 株主さまへのお土産をご用意しておりません。

事業報告

(2018年11月1日から2019年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、2019年10月から消費税が増税されたことにより、景気下振れのリスクが懸念される状況で推移しております。一方、海外におきましては、米中貿易摩擦の長期化や中国・欧州経済の減速等により世界経済への影響が懸念される等、先行きは不透明な状況で推移しております。

当社グループが属するEC市場におきましては、宅配料金の継続的な値上げや宅配総量の規制等の不安が引き続き残るものの、引き続き拡大傾向にあります。

このような状況の中、当社グループの主力事業であります「ECマーケティング事業」につきましては、宅配料金の継続的な値上げに対して販売価格の見直し、適正な在庫管理など諸施策を展開した結果、売上高は順調に推移しました。一方、利益面におきましては、宅配料金の値上げの一部を自社で吸収したこと等により、低調に推移いたしました。

「商品企画関連事業」につきましては、前連結会計年度より連結の範囲に加わった青島新統紡貿易有限公司（以下、「新統紡社」といいます。）が事業の立上フェーズから収穫フェーズに移行しており、売上高は対前年比50.6%と大幅な増収傾向にあります。利益面におきましては、ベトナムでの新規子会社の立上コスト、各種投資コストが先行して計上されましたが、大幅な増収による利益増分が上回った結果、前年同期を超える水準で推移しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は9,666百万円（前年同期比10.1%増）、営業利益は19百万円（前年同期比89.6%減）、経常利益は30百万円（前年同期比84.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は11百万円（前年同期比91.2%減）となりました。

セグメントの業績については、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度期首をみなし売却日として、当社の連結子会社であるアクトインテリア株式会社（以下、「アクト社」といいます。）の全株式を売却したことにより、アクトグループ事業を展開していた同社及び同社の子会社であるヤマセイ株式会社・株式会社YARN HOMEを連結の範囲から除外したことに伴い、当連結会計年度よりアクトグループ事業を報告セグメントから除外しております。

① ECマーケティング事業

国内でのECマーケティング事業につきましては、当社独自開発したオペレーションシステム（GPMS：Generation Pass Management System）及びWEBマーケティングシステム（MIS：Marketing Information System）の新規機能追加・改善・実装を推進させてまいりました。また、昨今の宅配料金の継続的な値上げ対策として、物流拠点の多角化及び商品配置の最適化を推し進めるとともに、売れ筋商品の販売を促進する為に従来以上に適正な在庫管理を徹底してまいりました。EC店舗におきましては、2019年7月1日に、買いたい商品に出会える、より多くの商品に出会えるネット通販サイト「Kaema（カエマ）」(<https://www.kaema.jp/>)が新規オープンし、2019年10月31日時点における出店店舗数は、アクトグループの連結除外後の連結合計で65店舗（単体：61店舗、子会社合計：4店舗）と前連結会計年度末比較で6店舗の増加となっております。

ECマーケティング事業のノウハウやビッグデータを活用したECサポート事業につきましては、株式会社ファミリーマートとの業務提携に伴い、前連結会計年度ではサイト構築に係る売上が計上されると共に利益に大きく寄与し、当連結会計年度では新規EC事業の運用・保守等を推進してまいりました。今後も通販サイト「Kaema」におきましては、当社の戦略的店舗として売上拡大に向けた施策を積極的に推進させてまいります。

海外でのECマーケティング事業につきましては、中国における新統紡社等を拠点として、越境EC事業を積極的に継続していく方針であります。

以上の結果、売上高は7,620百万円（前年同期比10.3%増）となり、セグメント利益は149百万円（同57.3%減）となりました。

② 商品企画関連事業

商品企画関連事業につきましては、第3四半期連結会計期間から引き続き、新統紡社の新規顧客獲得による受注拡大が寄与し、売上高は対前年比50.6%と大幅な増収となりました。利益面におきましては、ベトナムでの新規子会社設立（2019年6月25日当社取締役会決議）のコストや新規商材開発投資、及び新規顧客開拓投資等、将来を見据えた事業投資が先行して計上されましたが、大幅な増収による利益増分が上回った結果、前年同期を超える水準で推移しました。なお、当期先行してコストを計上したベトナム新規子会社につきましては、翌連結会計年度以降に利益面で寄与することが見込まれております。

以上の結果、売上高は2,008百万円（前年同期比50.6%増）となり、セグメント利益は108百万円（同35.8%増）となりました。

③ アクトグループ事業

当連結会計年度期首をみなし売却日として、当社連結子会社であるアクト社を連結の範囲から除外しております。同社の連結除外に伴い、当連結会計年度より「アクトグループ事業」を報告セグメントから除外しております。また、当社の連結子会社であり同社の子会社であるヤマセイ株式会社・株式会社YARN HOMEも連結の範囲から除外しております。

④ その他

「その他」につきましては、非物販事業としておしゃれなインテリア・雑貨の紹介、それらの実例の紹介及び家に関するアイデアを紹介するWEBメディア「イエコレクション」(<https://iecolle.com>)に掲載する記事数やPV数の拡大に向けた人員増加等の先行投資を継続して実行してまいりました。当連結会計年度におきましては、売上高が好調に推移したことにより、売上面・利益面での寄与があり、翌四半期以降も引き続き売上面・利益面で寄与することが見込まれております。また、当連結会計年度期首をみなし売却日として、当社の連結子会社であったITEA株式会社を連結から除外しており、それに伴い、当連結会計年度より「その他」から除外しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な設備の取得、除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

新規EC事業への戦略的投資に関する資金及びM&Aに関する資金の需要への備えとして、2019年6月に取引銀行と期間を1年間とするコミットメントライン契約(注)を締結しました。当該契約に基づく無担保・無保証の借入設定上限は総額1,000百万円です。

(注)コミットメントライン契約：金融機関との間で予め契約した期間・融資枠の範囲内で融資を受けることを可能とする契約

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 利益面の課題

主力商品であるインテリア製品においては、主としてドロップシッピング形式（お客様からのご注文後、メーカーや卸売事業者から商品を直送することにより、配送のリードタイムを短縮し、また在庫リスクのないEC店舗の運営形態の一つ。以下同様。）での運営を行っているため、在庫を保有する一般的な大手インテリア企業の粗利益率に比べ低くなっております。当社グループは消費者に価格転嫁することなくこの課題を解決するために、販売計画に基づき、売れ筋商品については在庫を保有する方針とし、一括仕入れを行うことで粗利益率の向上を図っております。併せて、自社での管理のもと、良質で低コストのPB商材（プライベート商材）の開発に注力し、安価な仕入れを実現していく方針であります。また、ECマーケティング事業にて蓄積されたマーケティングデータを活用した事業を推進し、利益率の向上に努めてまいります。

② 顧客サービス面の課題

当社グループはドロップシッピングが基本的な取引形態のため、メーカーや卸売事業者の在庫を適時に把握することが困難であり、キャンセルによる失注が一定数発生するといった課題があります。この解決の為に、メーカー等と直接システム結合を行える在庫管理システムを構築し、双方の情報共有化に努めてまいります。

③ 配送サービス面の課題

実際の商品がメーカーや卸売事業者にあるため、配送に関してのきめ細かい工夫、効率的な梱包、独自のサービスの提供が困難であり、配送コストの削減が課題となります。この課題を解決する方法として、売れ筋商品を当社グルー

プにて一括して管理できる提携倉庫の管理を強化することが必要不可欠と認識しております。複数の異なった企業が提供する商品を一括で配送すること、配送コストを削減すること、及び、一度に商品を受け取れること、という顧客利便性を提携倉庫の管理強化により実現させていく方針であります。また、昨今の運送会社の総量規制や、物流コストの上昇の影響を最小限にするために、新規に物流会社との提携を加速させていく方針であります。

④ ECモールに偏った事業運営

ECモールに偏った運営は、独自のサービスや顧客リレーションを弱くし、継続的にモールなどの手数料が付加されるため価格競争力が弱くなるという課題があります。この課題を解決するためにはモールから独自サイトへの移行や自社で新たなECモールを構築していくことが必要になります。当社グループの商品群からみると、インテリア等においては既に十分な商品数となっており、継続的にテスト店舗運営を行っております。また、当社グループが持続可能な成長を遂げるために、ECマーケティング事業、商品企画関連事業に並ぶ柱となる事業展開を推し進めていく方針であります。

⑤ 優秀な人材の確保

当社グループにおきましては、M&Aによる事業拡大に対応するため、優秀な人材の確保が重要な課題となっております。即戦力を求めた実務経験者の中途採用及び、持続可能な会社にするべく人的基盤を整備するための新卒採用を継続的に行うとともに、職場環境の改善、福利厚生の実施、目標管理制度の導入及び採用活動の多様化に努め、人材確保に注力してまいります。

⑥ グローバル化への対応

当社グループにおきましては、今後の事業展開の上で必要不可欠となる海外での生産及び国内・海外市場での販売という課題があります。当社グループでは、インテリア・ファブリック商材の製造・販売の多様化・効率化と販路拡大を目的として、2018年4月に中国で「青島新綻紡貿易有限公司」を子会社化しました。また、原材料の輸入及び製品の輸出、木工製品の企画、製造、組立、検品等が行える海外拠点として、2019年10月にベトナムで「Genepa Vietnam Co.,Ltd.」を設立いたしました。国内市場への販売に加え、今後も継続的に拡大することが想定される海外市場を取り込むことで、当社グループの業績拡大を加速させてまいります。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第15期 (2016年10月期)	第16期 (2017年10月期)	第17期 (2018年10月期)	第18期 (2019年10月期) (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	6,501,931	7,632,912	8,778,122	9,666,382
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	45,970	△5,430	135,779	11,530
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	5円58銭	△0円66銭	16円69銭	1円42銭
総 資 産(千円)	2,182,640	2,650,569	3,285,324	3,146,138
純 資 産(千円)	1,548,620	1,579,160	1,653,170	1,624,022

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2016年5月1日付けで株式1株につき株式4株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し各連結会計年度の1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況(単体)

区 分	第15期 (2016年10月期)	第16期 (2017年10月期)	第17期 (2018年10月期)	第18期 (2019年10月期) (当事業年度)
売 上 高(千円)	6,459,981	7,614,004	7,926,663	8,388,192
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	35,524	△9,098	127,794	△12,903
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	4円31銭	△1円10銭	15円70銭	△1円56銭
総 資 産(千円)	2,169,150	2,314,417	2,669,599	2,771,047
純 資 産(千円)	1,538,219	1,530,347	1,570,805	1,558,037

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2016年5月1日付けで株式1株につき株式4株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し各事業年度の1株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 主要な事業内容 (2019年10月31日現在)

当社は、以下の内容を主な事業としています。

① ECマーケティング事業

国内外におけるインターネットショッピングサイト「リコメン堂」の運営
WEB制作・事業開発・EC事業

② 商品企画関連事業

取引先商品の企画サポート

インテリア・ファブリック商材の製造・販売

③ その他事業

システム開発事業、ソフトウェアの受託開発、メディア事業

(11) 主要な営業所の状況（2019年10月31日現在）

① 当社

本社：東京都新宿区西新宿

② 子会社

株式会社トリプルダブル（本社：東京都新宿区西新宿）

青島新綻紡貿易有限公司（本社：中国山東省青島市市南区中山路）

青島新嘉程家紡有限公司（本社：中国山東省青島平度登州路）

株式会社カンナート（本社：東京都渋谷区神宮前）

株式会社フォージ（本社：東京都渋谷区神宮前）

(12) 従業員の状況（2019年10月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
174（36）	74減（53減）

(注)1. 従業員数は就業員数であり、派遣社員及びアルバイトは（）内に年間平均人員数を内数で記載しております。

2. 減少の主な要因は、青島新嘉程家紡有限公司において自社生産から外注先での生産に切り替えたこと及び2018年11月30日におけるアクトインテリア株式会社及びITEA株式会社の株式売却による連結子会社の除外によるものです。

② 当社の従業員数

従業員数 （名）	前期末比増減 （名）	平均年齢 （歳）	平均勤続年数 （年）
85（19）	3減（1増）	32.0	3.69

(注)1. 従業員数は就業員数であり、派遣社員及びアルバイトは（）内に年間平均人員数を内数で記載しております。

2. 従業員数には正規従業員以外の派遣社員及びアルバイト19名を含んでおりますが、平均勤続年数の計算には含めておりません。

(13) 重要な子会社の状況

社 名	資本金 (千円)	当社の出資 比率 (%)	事業内容
株式会社トリプルダブル	10,000	100.00	システム開発の技術支援、システム、アプリケーションの受託開発、メディア事業
青島新綻紡貿易有限会社	9百万元	77.78	インテリア・ファブリック製品の企画・販売及び輸出入
青島新嘉程家紡有限会社	1百万元	(77.78)	インテリア・ファブリック製品の製造
株式会社カンナート	25,000	100.00	WEB制作、各種WEBサービスの企画・立案、EC通販
株式会社フォージ	3,000	(100.00)	EC通販

(注)当社の出資比率うち、()内の数値は、当社の間接所有の割合です。

(14) 主要な借入先 (2019年10月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	540,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,264,440株
- (3) 株主数 2,253名
- (4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
岡本 洋明	2,139,200	26.39
CT Bright Holdings Limited	1,400,000	17.27
久野 貴嗣	713,600	8.80
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	247,945	3.06
岡本 薫	242,300	2.99
岡本 八洋	242,300	2.99
岡本 あかね	242,300	2.99
鈴木 智也	233,600	2.88
岡本 由美子	204,000	2.52
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	203,855	2.52

(注)持分比率は自己株式（159,747株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

① 第1回新株予約権

		第1回新株予約権
新株予約権の数(個)		14(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		—
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		5,600(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)		175
新株予約権の行使期間		2015年11月30日～ 2023年11月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 175 資本組入額 87.5
新株予約権の行使の条件		新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項		—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		—
役員の保有状況	監査役	新株予約権の数 14個 目的となる株式数 5,600株 保有者数 1名

(注)新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、400株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(旧商法に基づく転換社債の転換又は新株引受権証券に係る新株引受権もしくは旧商法に定める新株引受権の行使、又は新株予約権の行使の場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\begin{aligned} \text{調整後払込金額} &= \text{調整前払込金額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right) \\ &\quad \div \left(\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行(処分)株式数} \right) \end{aligned}$$

② 第2回新株予約権

	第2回新株予約権
新株予約権の数(個)	1,104(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,400(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2021年2月1日～ 2023年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 576 資本組入額 288
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、2019年10月期から2020年10月期までの各事業年度における、監査済みの当社連結損益計算書の経常利益金額に非支配株主損益を加減した額の合計額が500百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができます。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとします。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,064個 106,400株 4名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	40個 4,000株 3名

(注)新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(旧商法に基づく転換社債の転換又は新株引受権証券に係る新株引受権もしくは旧商法に定める新株引受権の行使、又は新株予約権の行使の場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\begin{aligned} \text{調整後払込金額} &= \text{調整前払込金額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right) \\ &\quad \div \text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行(処分)株式数} \end{aligned}$$

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年10月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岡本 洋明	代表取締役社長 経営全般	
久野 貴嗣	取締役	
桐原 幸彦	取締役	株式会社トリプルダブル 代表取締役社長 株式会社カンナート 取締役
鈴木 智也	取締役	青島新綻紡貿易有限会社 董事 株式会社カンナート 取締役
遠藤 寛	取締役	公益財団法人警察協会 評議員 公益財団法人損害保険事業総合研究所 評議員 上村・大平・水野法律事務所 顧問 株式会社カンナート 取締役
粕谷 達也	常勤監査役	青島新綻紡貿易有限会社 監事 株式会社カンナート 監査役
次廣 秀成	監査役	
内山 和久	監査役	

- (注)1. 遠藤寛氏は、社外取締役であります。
 2. 次廣秀成及び内山和久の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役内山和久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。また、当社は、取締役遠藤寛氏及び監査役内山和久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役全員及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員（名）	支給額（千円）
取 締 役	5	53,400
監 査 役	3	7,560
合 計	8	60,960

- (注)1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 当事業年度の末日における人員は、取締役5名（内社外取締役1名）、監査役3名（内社外監査役2名）であります。
 3. 社外役員3名（社外取締役1名、社外監査役2名）の報酬総額は6,360千円であります。

5. 社外役員等に関する事項

- (1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- (2) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	遠藤 寛	社外取締役就任後に開催された取締役会10回のうち、取締役就任後から10回（100%）出席しており、疑問点等を明らかにするため、企業経営の豊富な経験と知識を基に適宜質問し、意見を述べております。
社外監査役	次廣 秀成	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回（84%）に出席しており、疑問点等を明らかにするため、適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち12回（92%）に出席しており、主にコーポレート・ガバナンスに関する意見を述べております。
社外監査役	内山 和久	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（100%）に出席しており、疑問点等を明らかにするため、適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち13回（100%）に出席しており、会計の専門家として会計処理の妥当性や開示書類の適正性に関する意見を述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

6. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - ① 会計監査人としての報酬等の額
26,725千円
 - ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
26,725千円(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- (3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
- (4) 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任するものとしております。また、その他独立性及び専門性等の観点からして会計監査人に適正な監査を遂行する上で支障があると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定するものとしております。
取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出するものとしております。

7. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の概要は以下のとおりであります。(決議日 2015年11月13日)

① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役は、当社企業理念の体現者として、法令及び定款並びに社内規程を遵守し、常に社会的良識を持って行動しなければならない。

取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と、全社的なコンプライアンス体制の確立に努めなければならない。

監査役は、会社法の定めるところにより取締役会に出席するほか、経営会議等重要な会議に出席し意見を述べるができるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る意思決定過程における稟議書、議事録、その他文書については、文書管理規程に基づき適切に保存、管理されるよう徹底を図る。また、当該文書については、取締役・監査役が常時閲覧可能な状態で保存する。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の損失に関するリスク・マネジメントの観点から、損失の危機の管理についてリスク管理規程にて定める。

不測の事態が生じた場合に、役員、使用人全員が適切な行動を行えるように、連絡体制の整備を行う。

当社の内部監査室は、当社及び子会社の各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回、取締役会を開催し、法令及び定款並びに取締役会規程に定められた重要事項の決定、業務執行状況の報告を行う。

当社の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、会議運営規程に基づき週1回で経営会議を開催するとともに、必要に応じて取締役及び指名された者により招集され、議論を行い、業務の執行方針、重要事項の決定を行う。

⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営理念に掲げる企業活動の根本理念を十分に理解させることにより、法令等遵守の意識の徹底を図る。

当社及び子会社の使用人は、法令及び定款並びに社内規程あるいは社会通念に反する行為が行われていることを知った時は、代表取締役、上長、又は管理本部を事務局とする通報窓口に速やかに通報しなければならない。

内部監査人は、内部監査規程に基づき、当社及び子会社の業務全般に対し、コンプライアンスの状況及び業務の手続きと内容の妥当性について定期的に内部監査を実施し、代表取締役に対しその結果を報告する。

⑥ その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

管理本部長は、関係会社管理規程に従い当社グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

子会社の取締役は、関係会社管理規程に従い、当社の事前承認が必要な事項及び取締役の職務の執行に係る重要事項について当社への報告を要する。また、当社の子会社に対する経営管理及び経営指導が法令に違反し、又は社会通念上疑義があると認めた時には、監査役に報告する。

内部監査人は、当社グループ各社における内部統制監査を実施し、当社グループ各社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するよう努める。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要と認める部署より必要と認める人員を、監査役を補助すべき使用人として指名する。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として指名された使用人は、補助すべき期間において、監査役の指揮命令の下に行動し、取締役その他監査役以外の者から一切の指揮命令を受けない。また監査役の職務を補助すべき行為に基づく当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他一切の事項は監査役の協議に基づき決定し、取締役その他監査役以外の者から独立性及び実効性を確保する。

⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当社の監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対して当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、監査役から報告の求めがあった場合には、報告する義務を負う。

当社及び子会社は、当社の監査役に報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として、人事上その他いかなる点においても、不利益な取り扱いを行わないものとする。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行う。

監査役はその職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、取締役の職務執行が法令及び定款に準拠して適切に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。

監査役は、内部監査人、会計監査人、その他必要と認める者と連携して監査を実施し、当社及び子会社に対する監査の実効性を確保する。

⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に関する書類その他の情報の適正性を確保するために、代表取締役の責任の下、管理本部リーダーの指示に従い各部署の部門長で組織されたプロジェクトチームが、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し財務報告に係る内部統制の体制を構築・整備することを推進する。

⑫ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」に基づき、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

不当要求等への対応を所管する部署を管理本部と定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定又は改訂し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、定時取締役会及び臨時取締役会を13回、経営会議を25回開催しております。

② 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会・経営会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③ 内部監査の実施

内部監査計画に基づき、当社並びに子会社の内部監査を実施しております。

④ 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めていません。

しかしながら、不適切な者からの支配に対する防衛策としては、企業価値及び株主価値を向上させ、市場から適正な評価をいただくことが最良の買収防衛策と考えます。また、敵対的買収とその防衛策につきましては経営の一般的課題として検討しておりますが、具体的な防衛策を直ちに採るには至っておりません。よって、当該事項につきまして、該当事項はありませんが、買収行為を巡る法制度の整備や社会的動向を鑑みて、今後も継続的に検討してまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。現時点では実現可能性及びその実施時期等については未定であります。

本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
<資 産 の 部>			<負 債 の 部>		
流 動 資 産		2,785,053	流 動 負 債		1,503,359
現 金 及 び 預 金		572,254	支払手形及び買掛金		613,918
受取手形及び売掛金		798,108	短 期 借 入 金		540,000
商 品 及 び 製 品		1,081,842	リ ー ス 債 務		3,549
仕 掛 品		6,759	未 払 金		266,704
原材料及び貯蔵品		66,050	未 払 法 人 税 等		9,829
そ の 他		260,558	そ の 他		69,357
貸 倒 引 当 金		△519	固 定 負 債		18,755
固 定 資 産		361,084	リ ー ス 債 務		9,996
有形固定資産		97,970	繰 延 税 金 負 債		4,548
建 物 及 び 構 築 物	11,348		資 産 除 去 債 務		4,211
減価償却累計額	△7,670	3,678			
機械装置及び運搬具	13,799		負 債 合 計		1,522,115
減価償却累計額	△4,969	8,830	<純 資 産 の 部>		
工具、器具及び備品	19,274		株 主 資 本		1,604,450
減価償却累計額	△9,729	9,545	資 本 金		625,997
リ ー ス 資 産	14,460		資 本 剰 余 金		615,059
減価償却累計額	△1,917	12,543	利 益 剰 余 金		453,982
建 設 仮 勘 定		63,373	自 己 株 式		△90,588
無形固定資産		206,245	その他の包括利益累計額		△13,403
の れ ん		182,486	為替換算調整勘定		△13,403
ソ フ ト ウ エ ア		23,735	新 株 予 約 権		137
そ の 他		23	非 支 配 株 主 持 分		32,838
投資その他の資産		56,868			
繰 延 税 金 資 産		8,947			
そ の 他		47,921	純 資 産 合 計		1,624,022
資 産 合 計		3,146,138	負 債 ・ 純 資 産 合 計		3,146,138

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自2018年11月1日)
(至2019年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,666,382
売上原価		7,089,572
売上総利益		2,576,809
販売費及び一般管理費		2,556,913
営業利益		19,896
営業外収益		
為替差益	72	
助成金収入	7,805	
その他	4,977	12,855
営業外費用		
支払利息	1,418	
その他	587	2,005
経常利益		30,746
特別利益		
投資有価証券売却益	1,121	1,121
特別損失		
固定資産売却損	243	243
税金等調整前当期純利益		31,623
法人税、住民税及び事業税	16,373	
法人税等調整額	△3,594	12,778
当期純利益		18,845
非支配株主に帰属する当期純利益		7,314
親会社株主に帰属する当期純利益		11,530

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

（自2018年11月1日）
（至2019年10月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	625,997	615,059	442,451	△90,588	1,592,919
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			11,530		11,530
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	11,530	－	11,530
当 期 末 残 高	625,997	615,059	453,982	△90,588	1,604,450

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	△3,285	△3,285	1	63,534	1,653,170
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益					11,530
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△10,117	△10,117	135	△30,696	△40,678
当 期 変 動 額 合 計	△10,117	△10,117	135	△30,696	△29,148
当 期 末 残 高	△13,403	△13,403	137	32,838	1,624,022

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

貸 借 対 照 表

(2019年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
<資 産 の 部>			<負 債 の 部>		
流 動 資 産		2,265,082	流 動 負 債		1,198,801
現 金 及 び 預 金		355,410	支 払 手 形		16,482
売 掛 金		653,944	買 掛 金		453,698
商 品		1,004,665	短 期 借 入 金		420,000
そ の 他		251,519	リ ー ス 債 務		3,549
貸 倒 引 当 金		△457	未 払 金		254,088
			そ の 他		50,982
固 定 資 産		505,964	固 定 負 債		14,207
有形固定資産		22,303	リ ー ス 債 務		9,996
建 物	7,438		資 産 除 去 債 務		4,211
減 価 償 却 累 計 額	△4,675	2,763	負 債 合 計		1,213,009
工 具、器 具 及 び 備 品	12,616		<純 資 産 の 部>		
減 価 償 却 累 計 額	△5,619	6,997	株 主 資 本		1,557,900
リ ー ス 資 産	14,460		資 本 金		625,997
減 価 償 却 累 計 額	△1,917	12,543	資 本 剰 余 金		614,997
無形固定資産		25,591	資 本 準 備 金		614,997
ソ フ ト ウ エ ア		25,567	利 益 剰 余 金		407,493
そ の 他		23	そ の 他 利 益 剰 余 金		407,493
投資その他の資産		458,069	繰 越 利 益 剰 余 金		407,493
関 係 会 社 株 式		439,825	自 己 株 式		△90,588
繰 延 税 金 資 産		8,947	新 株 予 約 権		137
そ の 他		9,296	純 資 産 合 計		1,558,037
資 産 合 計		2,771,047	負 債 ・ 純 資 産 合 計		2,771,047

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自2018年11月 1 日)
(至2019年10月31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,388,192
売 上 原 価		6,143,612
売 上 総 利 益		2,244,580
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,282,671
営 業 損 失		38,091
営 業 外 収 益		
助 成 金 収 入	5,130	
受 取 手 数 料	30,264	
そ の 他	3,924	39,319
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	828	
為 替 差 損	8,579	
そ の 他	46	9,454
経 常 損 失		8,226
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	128	128
税 引 前 当 期 純 損 失		8,355
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,176	
法 人 税 等 調 整 額	371	4,548
当 期 純 損 失		12,903

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

（自2018年11月1日）
（至2019年10月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	625,997	614,997	420,396	△90,588	1,570,803
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失			△12,903		△12,903
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△12,903	－	△12,903
当 期 末 残 高	625,997	614,997	407,493	△90,588	1,557,900

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	1	1,570,805
当 期 変 動 額		
当 期 純 損 失		△12,903
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	135	135
当 期 変 動 額 合 計	135	△12,767
当 期 末 残 高	137	1,558,037

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年12月20日

株式会社ジェネレーションパス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳 英 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 開 内 啓 行 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェネレーションパスの2018年11月1日から2019年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェネレーションパス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年12月20日

株式会社ジェネレーションパス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳 英 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 開 内 啓 行 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェネレーションパスの2018年11月1日から2019年10月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年11月1日から2019年10月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年12月20日

株式会社ジェネレーションパス 監査役会

常勤監査役 粕 谷 達 也 ㊞

社外監査役 次 廣 秀 成 ㊞

社外監査役 内 山 和 久 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	おかもと ひろあき 岡本 洋明 (1964年4月1日生)	1986 年 4 月 日本信販株式会社 入社 2000 年12月 ソフトブレーン株式会社取締役就任 2002 年 1 月 当社設立、代表取締役社長就任（現任） 2012 年 4 月 株式会社丸ハホールディングス取締役就任	2,139,200株
2	くの たかつぐ 久野 貴嗣 (1978年10月1日生)	2001 年 4 月 株式会社CSK（現SCSK株式会社） 入社 2004 年 3 月 当社取締役就任（現任） 2006 年 4 月 株式会社トリプルダブル取締役就任	713,600株
3	きりはら ゆきひこ 桐原 幸彦 (1978年9月19日生)	2003 年 4 月 ソニー株式会社 入社 2006 年 4 月 株式会社トリプルダブル設立、代表取締役社長就任 2013 年 1 月 当社取締役就任（現任） 2013 年 4 月 株式会社トリプルダブル取締役就任 2015 年 5 月 株式会社トリプルダブル代表取締役社長就任（現任） 2019 年 7 月 株式会社カンナート取締役就任（現任）	193,800株
4	すずき ともや 鈴木 智也 (1978年11月16日生)	2003 年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 入社 2006 年 6 月 株式会社トリプルダブル取締役就任 2013 年 1 月 当社取締役就任（現任） 2017 年 9 月 アクトインテリア株式会社取締役就任 2017 年 9 月 ITEA株式会社取締役就任 2017 年 4 月 青島新綻紡貿易有限公司董事就任（現任） 2018 年 9 月 株式会社カンナート取締役就任（現任）	233,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	えんどう ひろし 遠藤 寛 (1952年5月31日生)	1975 年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社 2005 年 7 月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員経理部長就任 2006 年 7 月 トキオ・マリン・アジア社 CEO (在シンガポール) 就任 2008 年 7 月 東京海上ホールディングス株式会社・常務取締役就任 2011 年 7 月 東京海上ホールディングス株式会社・専務執行役員就任 2012 年 7 月 公益財団法人損害保険事業総合研究所・理事長就任 2016 年 7 月 公益財団法人警察協会・評議員就任 (現任) 2016 年 7 月 公益財団法人損害保険事業総合研究所・評議員就任 (現任) 2017 年 1 月 上村・大平・水野法律事務所・顧問就任 (現任) 2019 年 1 月 当社取締役就任 (現任) 2019 年 7 月 株式会社カンナート取締役就任 (現任)	6,000株

- (注)1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は遠藤寛氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
3. 遠藤寛氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は遠藤寛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続いたします。
4. 遠藤寛氏を社外取締役候補者とした理由は、豊富な経験によって培われた知識と人脈を活かし、経営戦略への提言や助言をいただけるものと判断したためであります。取締役会の審議においては、当社グループの経営における重要な事項に関し、これらの経験と知識と人脈を生かし、積極的な発言・提言を行っていただいております。独立社外取締役として、同氏に継続して当社グループの経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。
5. 遠藤寛氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

第2号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2013年3月29日開催の第11回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年150,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿 8丁目17番1号

住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター



- 交通「西新宿駅」1番出口より徒歩3分（丸ノ内線）
 - 「都庁前駅」E4出口より徒歩7分（大江戸線）
 - 「新宿西口駅」D4出口より徒歩11分（大江戸線）
 - 「新宿駅」西口より徒歩15分（JR線・丸ノ内線・大江戸線等）
- （お車でのご来場はご遠慮ください）